



令和8年度「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」の策定について

計画の位置づけ

「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」(以下、「推進計画」という。)は、「グリーン購入促進条例」(平成18年条例第22号)第11条の規定により、環境に配慮した物品等の調達を組織的に行うための具体的な計画として、毎年度策定している。

基本的な考え方

令和8年度推進計画の策定に当たっては、例年同様、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和8年2月閣議決定)で規定された特定調達品目及び「判断の基準」を原則として準用する。

また、特定調達品目に該当する宮城県グリーン製品については、国の基本方針に基づく「判断の基準」によらず、県としての判断の基準を満たすこととする。

調達目標の設定について

推進計画は県の全機関を対象としており、地域や事業の特性等により、環境配慮型製品が使用できない場合もあることから、原則として調達目標を90%とする。ただし、コピー用紙については、調達目標を99%とする。

なお、「役務」及び「公共工事」の分野については、業務への影響等を考慮し、推進計画における「判断の基準」は努力事項として仕様書等に記載をすることとする。

特定調達物品及び判断の基準等の主な変更について

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定)」に準じて内容を改定し策定する。

<令和8年度計画における変更点>

- 特定調達品目の拡充(3品目) : クリアーフォルダー、クリアーファイルが「ファイル」から独立、地中熱利用システムの追加
令和7年度:22分類288品目 ⇒ 令和8年度:22分類291品目
- 「2段階の判断基準」の拡充(16品目) : 文具類、家電製品、制服・作業服等、インテリア・寝具、その他の繊維製品、役務に基準値1・2の設定を拡充。
- 「宮城県の電力調達に係る環境配慮方針」の策定: 電力の一般競争入札において、環境評価項目に基づき審査し、一定点数以上となる事業者に入札参加資格を与えます。これにより、環境負荷の高い事業者や電力供給や経営が不安定な事業者を事前に除外します。